

通所介護重要事項説明書

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 095-839-7330 (月・火・水・木・金・土 8:00~18:00)

※ ご不明な点は何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

法人名	社会福祉法人 日春会
事業所名	通所介護事業所 橋の丘
所在地	〒851-0124 長崎県長崎市春日町284番地2
介護保険指定番号	通所介護(長崎県 4270104914)
サービスを提供する地域	※ 長崎市(離島を除く)・諫早市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

役職名	人数
管理者(兼務)	1名
生活相談員(常勤兼務2名)	2名
看護職員(非常勤専従2名)	2名
機能訓練指導員3名 (常勤専従2名 非常勤専従1名)	3名
介護職員 12名 (常勤専従9名・常勤兼務2名・非常勤専従1名)	12名

※ 職員の人数は、令和6年4月1日現在のものです。

(3) 営業時間

月・火・水・木・金・土 8:00 ~ 18:00

※ ただし、特別な事情がある場合はこの限りではございませんので、ご相談下さい。

毎週日曜日、1月1日から1月3日はお休みとさせていただきます。

3 サービス内容

レクリエーション	様々な活動を通し他者との交流や趣味活動の充実を図ります
機能訓練	利用者の体力・身体機能の維持を図ります
生活相談	介護に関する相談・関係機関との連携をおこないます
食事	嗜好と食事形態・ペースに合わせた食事提供をおこないます
入浴	心身のリラクゼーションと清潔の保持を図ります
送迎	自宅まで送迎いたします

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として合計単位の1割もしくは2割、もしくは3割です。ただし、介護保険の給付限度額を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。

※利用料金につきましては、別紙1を参照下さい。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 095-839-7330

利用日の前営業日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無 料
連絡が遅れた場合またはご連絡をいただかなかった場合	ご負担いただく利用料全額

※ ただし、利用者の病変・急な入院・施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料はいただきません。

(3) その他

① 料金のお支払い方法

毎月、10日以降に前月分の請求書をお渡しします。

お支払い方法は、【金融機関自動振替(口座引落)】となります。お支払いの確認ができましたら領収書をお渡しします。

金融機関自動振替の場合 ⇒ 毎月26日に引き落としさせていただきます。

なお、26日が金融機関休業日の場合には、翌営業日となります。

金融機関自動振替に係る引き落とし事務手数料(80円+税)につきましては、ご利用者負担となります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ご連絡を頂いた後、当事業所の職員がお伺いいたします。

訪問・連絡・調整後、通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

- ・ サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

- ・ 人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書での通知とさせていただきます。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了させていただきます。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保健給付でサービスを受けられていたお客様の介護区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・ サービス提供を受けられる方が不幸にしてお亡くなりになられた場合。

④ その他

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合、またはお客様やご家族などが事業者やサービス従事者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当センターの通所介護サービスの特長及び利用に関する留意事項

(1) 運営の方針・特長

- ① 職員は、お客様の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護・その他相談・助言等心をこめていたします。
- ② 通所介護サービスの提供方法について、わかりやすく説明し、懇切丁寧にサービス提供いたします。
- ③ 橋の丘には、以下のような障壁(バリアー)があります。

- ・ 階段昇降時、フロア内移動時の転倒の危険
- ・ 火、機械、道具を使用する事によってケガをされる恐れ など

ご家庭において遭遇される可能性のある、これらの危険性を克服する為の方法を体験・学習して頂く事をねらいとして、ご家庭での生活を安全に、また今後の介護者の負担を軽減する

為に設定し障壁(バリアー)を設置する環境をしています。

(2)サービス利用のために

事 項	有 無
日曜の実施の有無	無
従業員への研修の実施状況	有
サービスマニュアルの作成	有

(3)サービス利用のための留意事項

- ・送迎の連絡方法 _____
- ・体調の確認と体調不良の場合の対応 _____
- ・食事の内容 _____
- ・機能訓練の内容 _____
- ・レクリエーション・趣味活動の内容 _____
- ・その他 _____

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医・救急隊・親族
民生委員・居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

主治医	氏 名 連絡先	TEL 住所
ご家族	氏 名 連絡先	TEL
その他	氏 名 連絡先	TEL

8. サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

・苦情処理担当……施設長 三宅 基次 ・電話番号 ……095-839-7330

② その他 当社以外に市町村の相談・苦情窓口で苦情等を伝えることができます。

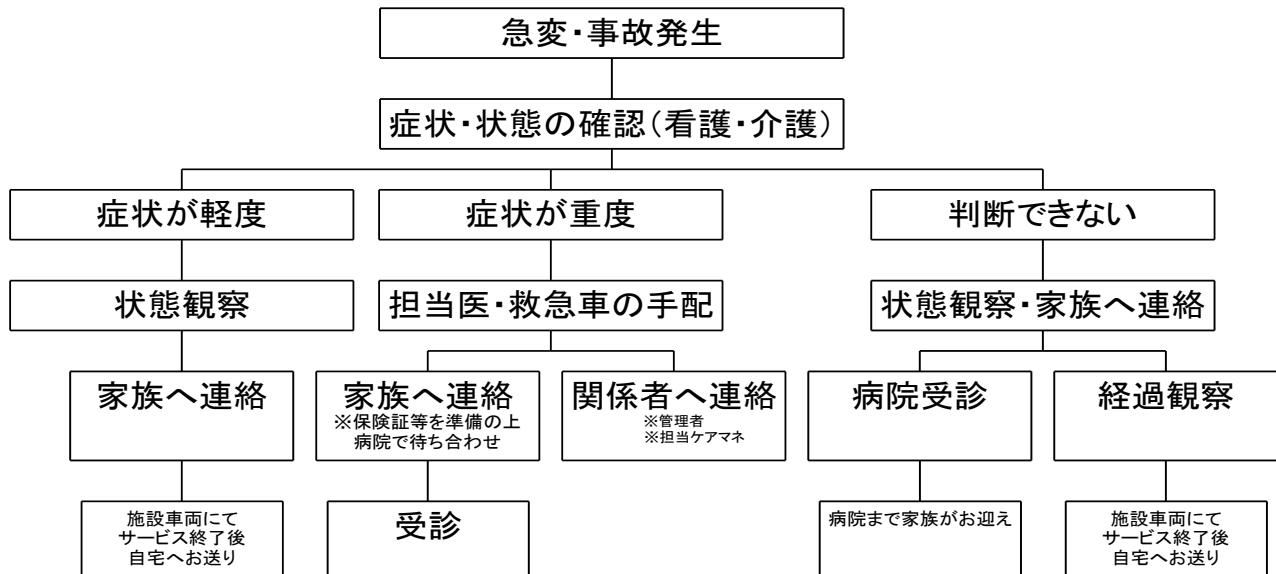
・長崎市役所 介護保険課 電話番号 095-829-1163(代)

・長崎県国民健康保険団体連合会 介護苦情申立専用 電話番号 095-826-1599

介護保険課 電話番号 095-826-7293

9. 事故発生時の対応

事故対応フロー図



10. 人権擁護と高齢者虐待防止法

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①事業者は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 (職・氏名) ・施設長 三宅 基次

②事業者は、虐待防止のための指針を整備します。

③事業者は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。

④サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを通報します。

11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束廃止に向けての取り組み

①事業者は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。

②サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

③緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び保証人等に、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。

④事業者は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。

⑤身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

12. 非常災害対策

非常災害に関する具体的(消防・風水害・地震等)計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2回定期的に避難、救出訓練を行います。

13. 担当の生活相談員

お客様を担当する生活相談員は 相原 美保 ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡いたします。

14. お客様へのお願い

「住所」及び「要介護度」など「介護保険被保険者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「介護保険被保険者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願い致します。

令和 6 年 4 月 1 日現在

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対し契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。
上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、各 1 通を保有するもの
のとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 所在地 〒851-0124
長崎県長崎市春日町 284番2
名称 社会福祉法人 日春会 通所介護事業所 橘の丘
事業所番号 4270104914
代表者 管理者兼施設長 三宅 基次
説明者 通所生活相談員 相原 美保

私は契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け同書類の
交付を受けるとともに、契約書・重要事項説明書について同意しました。

契約者

(本人)

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名